



## 第 1 章 公共施設等総合管理計画について



# 第1章 公共施設等総合管理計画について

## 1 計画策定の背景・目的

本市は、大正6年(1917年)に多摩地区で初めて市制を施行し、平成27年(2015年)に東京都初の中核市になり、平成29年(2017年)には市制100周年を迎えました。この間、近隣町村との合併を経て、都心への交通の利便性などから大規模開発が相次いで行われ、昭和40年代から50年代にかけて人口が急増しました。この人口急増に伴う行政需要に応えるため、学校教育施設をはじめとして様々な公共施設やインフラを整備してきました。しかし、今後これらの公共施設等<sup>1</sup>は老朽化が進み、大規模修繕や更新が必要となります。

本市では、このことを将来的な重要課題であると早くから認識し、財政面から施設を取り巻く課題を明らかにした「施設白書」を平成14年3月に策定しました。その中で、改修経費に対する対応や組織の見直しを含めた施設の在り方を示しました。施設を財産と捉え、施設改修の計画と実施を一体で管理するために組織体制を強化したほか、改修すべき施設を厳選し、着実かつ計画的な保全を行ってきました。

その後、少子高齢化や人口減少に伴う市民ニーズの変化、低炭素社会や循環型社会への転換により、公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しています。また、生産年齢人口の減少に伴う税収の伸び悩みと社会保障関連経費の増加により、財政を取り巻く環境は厳しくなります。そのため、これまでと同様の水準で公共施設等への投資を継続していくことは難しくなります。

平成26年3月に策定した「第8次行財政改革大綱」では、施設マネジメントを重点取組の一つと位置付け、公共施設等の全体の状況を把握したうえで、市民との合意形成を図りつつ、公共施設等が最適な配置となるよう取り組むこととしました。これまでの取組として、平成27年10月に公共施設等の現状をまとめた「公共施設白書」を発行し、あわせて今後の在り方を示した「公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、将来にわたり市民ニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していくため、公共施設等の維持管理、大規模修繕、更新などを長期的な視点で総合的かつ計画的に推進する「八王子市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

<sup>1</sup> 平成26年4月22日付、総務省「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」では、「公共施設等」を公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう、と定義しています。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木工作物、公営企業の施設(上水道・下水道等)、プラント系施設(汚水処理場等)等も含む包括的な概念とされています。

## 2 計画の位置付け

### (1) 「基本構想・基本計画」との関係

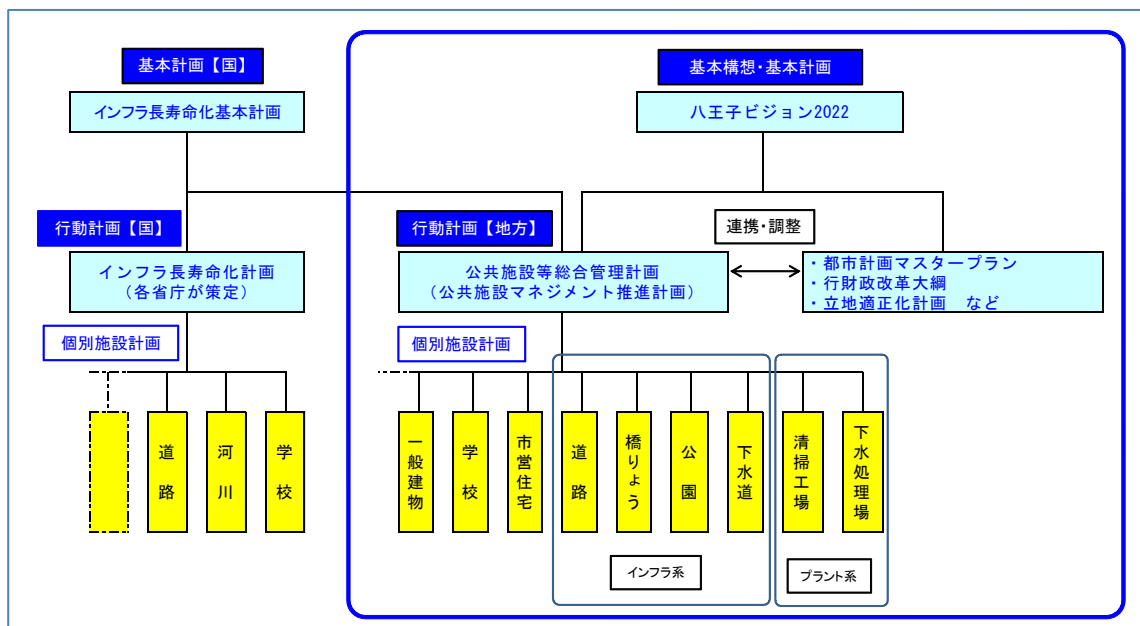
本市は、平成 25 年 3 月に策定した基本構想・基本計画『八王子ビジョン 2022』を最上位計画と位置付け、「活力ある魅力あふれるまち」の実現に向けたまちづくりに取り組んでいます。本計画は、この『八王子ビジョン 2022』第 1 編第 3 章第 2 節「持続可能な行財政運営」の施策を展開するために策定するもので、関連計画である都市計画マスタープランや第 8 次行財政改革大綱との整合性を図っています。

### (2) 「インフラ長寿命化基本計画」との関係

国は、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識を示し、同年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

本計画は、総務省による「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日）を踏まえて、地方版「インフラ長寿命化計画」に位置付けるものとします。【図表 1-1】

【図表 1-1】 公共施設等総合管理計画の位置付け



### 3 対象施設（対象範囲）

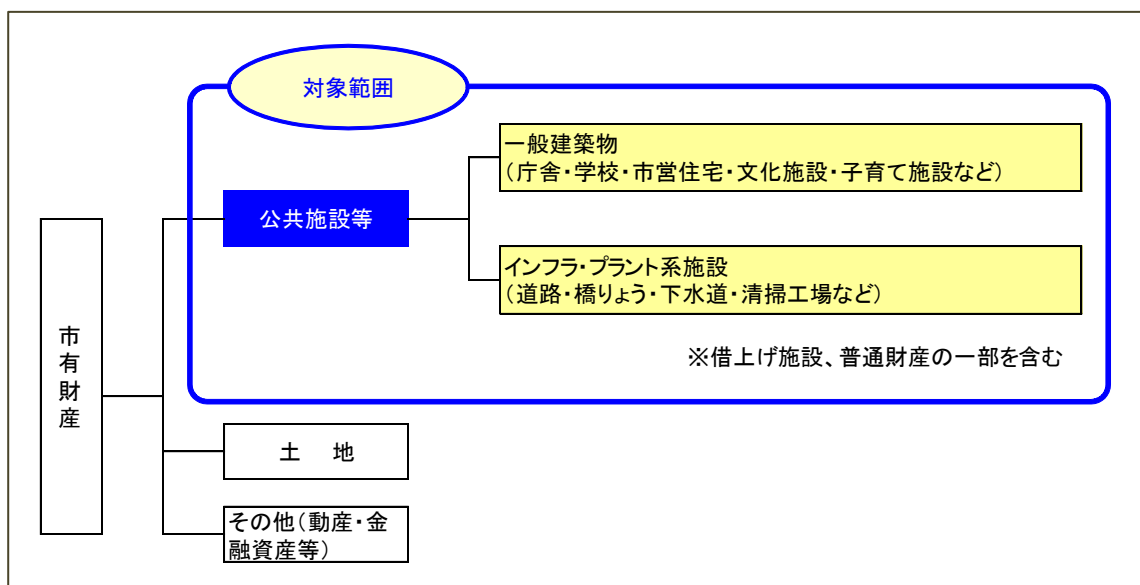
#### （1）対象とする施設

本計画は、将来にわたり市民ニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していくため、公共施設等の維持管理、大規模修繕、更新などを長期的な視点で総合的に推進するものです。

また、財政を取り巻く環境が厳しい中、将来における必要な投資を確実に実施するための基礎となる計画です。

このため、本計画の対象は庁舎、学校、市営住宅などの一般建築物だけでなく、道路、橋りょう、公園、下水道といったインフラ系施設、清掃工場や下水処理場等のプラント系施設を含めた市が保有する全ての施設とします。また、市が行っている行政サービスは民間事業者の施設を借り上げて実施しているものもあるため、借上げ施設や普通財産の一部についてもその用途に応じて対象とします。【図表 1-2】

【図表 1-2】 本計画の対象範囲



#### （2）施設類型別分類

本計画における公共施設等の施設類型は、まず一般建築物とインフラ・プラント系施設に分け、そのうち一般建築物として 11 種類、インフラ系施設として 5 種類、プラント系施設として 2 種類、合計 18 分類とします。<sup>2</sup> 【図表 1-3】

<sup>2</sup> 「公共施設白書」第 6 章で示した「中長期保全計画コスト」のグループ分けとは、必ずしも一致しません。

【図表 1-3】施設類型別分類

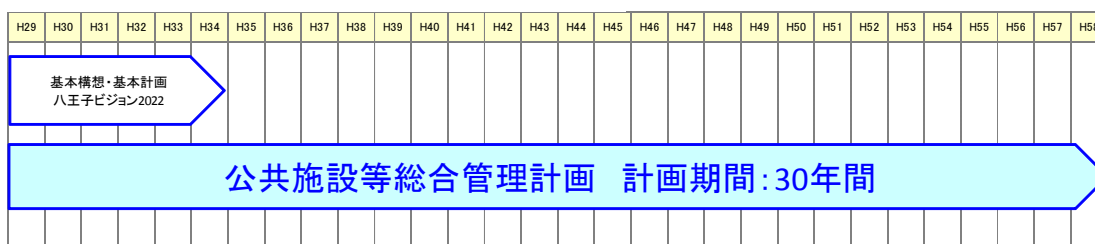
| 区分           | 施設類型   | 施設例  |
|--------------|--|--|
| 一般建築物        | 庁舎・事務所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤市役所本庁舎</li> <li>➤八王子駅南口総合事務所</li> <li>➤事務所（斎場事務所を除く）</li> </ul>  |
|              | 学校教育施設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤小学校</li> <li>➤中学校</li> <li>➤看護専門学校</li> </ul>  |
|              | 市営住宅   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤市営住宅</li> </ul>  |
|              | 文化・生涯学習施設  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤文化施設<br/>市民会館（オリンパスホール八王子）、芸術文化会館（いちようホール）、学園都市センター、夢美術館など</li> <li>➤生涯学習施設（生涯学習センター、姫木平自然の家など）</li> <li>➤図書館</li> <li>➤博物館・史跡等<br/>こども科学館（コニカミノルタサイエンスドーム）、郷土資料館など</li> </ul> |
|              | コミュニティ施設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤市民センター</li> <li>➤市民集会所</li> <li>➤地区会館</li> </ul>   |
|              | スポーツ施設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤屋内運動場<br/>総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）、富士森体育館、甲の原体育館</li> <li>➤屋外運動場<br/>上柚木公園陸上競技場、富士森公園野球場（ダイワハウススタジアム八王子）など</li> </ul>  |
|              | 子育て支援施設  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤保育園</li> <li>➤児童館</li> <li>➤学童保育所</li> <li>➤子ども家庭支援センター</li> <li>➤親子つどいの広場</li> </ul>  |
|              | 産業振興施設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤観光施設（高尾599ミュージアムなど）</li> <li>➤産業振興施設（道の駅八王子滝山など）</li> <li>➤農林業施設（恩方農村環境改善センターなど）</li> </ul>  |
|              | 保健衛生施設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤北野余熱利用センター（あったかホール）</li> <li>➤斎場など</li> </ul>  |
|              | 福祉施設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤高齢者福祉施設（大横保健福祉センターなど）</li> <li>➤障害者福祉施設（心身障害者福祉センターなど）</li> </ul>  |
| その他          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤駐車場</li> <li>➤自転車駐車場</li> <li>➤霊園</li> <li>➤保健所など</li> </ul> |  |
| インフラ・プラント系施設 | 道路   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤道路</li> </ul>  |
|              | 橋りょう   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤橋りょう</li> </ul>  |
|              | トンネル   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤トンネル</li> </ul>  |
|              | 公園   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤公園</li> </ul>  |
|              | 下水道  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤下水道</li> </ul>   |
|              | 清掃工場   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤清掃工場</li> </ul>  |
|              | 下水処理場  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤北野下水処理場、南大沢水リサイクルセンター</li> </ul>   |

## 4 計画期間

公共施設マネジメントを進めるに当たっては、公共施設の寿命が数十年に及ぶことから、長期的な視点に立つことが必要です。また、財政状況や公共施設等に対するニーズの変化は、将来の人口推移や人口構成の変化と密接に関連します。

このため、行財政運営の継続性という公共施設等総合管理計画策定の趣旨を踏まえ、計画期間を平成 29 年度（2017 年度）から平成 58 年度（2046 年度）までの 30 年間とします。【図表 1-4】

【図表 1-4】 公共施設等総合管理計画の計画期間



「公共施設等総合管理計画」は、「インフラ長寿命化計画」（行動計画）の地方版という位置付けです。しかし、「インフラ長寿命化計画」が、公共施設等の点検・修繕を計画的に行い、安全性の確保や長寿命化を図ることを主目的としているのに対し、「公共施設等総合管理計画」は、これらに加えて長期的な視点に立った行財政運営の継続性を目的としている点で異なります。

このため、「八王子ビジョン 2022」や関連計画との整合性を図りつつ、財政状況や社会経済情勢に大きな変化が生じた場合は、見直しを行うこととします。

### 公共施設等総合管理計画の構成

平成 27 年 10 月に公表した「公共施設白書」及び「公共施設マネジメント基本方針」と本書第 4 章以降の「公共施設マネジメント推進計画」をあわせて本市の「公共施設等総合管理計画」とするものです。

本書では、第 2 章で「公共施設白書」を抜粋し、内容を一部修正したものを掲載し、第 3 章では「公共施設マネジメント基本方針」について掲載しています。

